

○国土交通省令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十九第一項（同法第六十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の八第二項（同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(ロ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 (略)
二 (略)
一 四 (略)

(九)	(八) (一) (略)	(イ)	
		図書の種類	(ロ)
法第二十八条第一項及び第四項		配置図	
			敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第二十
		明示すべき事項	

改正前

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(ロ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 (略)
二 (略)
一 四 (略)

(九)	(八) (一) (略)	(イ)	
		図書の種類	(ロ)
法第二十八条第一項及び第四項		配置図	
			敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第二十
		明示すべき事項	

の規定が適用される建築物

が適用さ る薬物	条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅	
	令第二十條第二項第一号に規定する水平距離	令第二十條第二項第一号に規定する開口部の位置及び面積
	法第二十八條第一項に規定する開口部の位置及び面積	令第二十條第二項第一号に規定する垂直距離
二面以上の立面 図	令第二十條第二項第一号に規定する垂直距離	居室の床面積
二面以上の断面 図	令第二十條第二項第一号に規定する垂直距離	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書		
令第十九條第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確	令第十九條第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確	令第十九條第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確

の規定が適用される建築物

が適用さ る物	が適用さ					
	各階平面図		二面以上の立面 図	二面以上の断面 図	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	
	条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	居室の床面積	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
令第十 九条第 三項た だし書 の規定 が適用	令第十九条第三 項ただし書に規 定する国土交通 大臣が定める基 準に適合するこ との確認に必要	令第十九条第三 項ただし書に規 定する国土交通 大臣が定める基 準に適合するこ との確認に必要	令第十九条第三 項ただし書に規 定する国土交通 大臣が定める基 準に適合するこ との確認に必要	令第十九条第三 項ただし書に規 定する国土交通 大臣が定める基 準に適合するこ との確認に必要	令第十九条第三 項ただし書に規 定する国土交通 大臣が定める基 準に適合するこ との確認に必要	令第十九条第三 項ただし書に規 定する国土交通 大臣が定める基 準に適合するこ との確認に必要

(五)	(十)	
	(略)	
	建築物	交通大臣が定める児童福祉施設等に該当する建築物
(五)	(十)	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
	(略)	
	建築物	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項

(五)	(十)	
	(略)	
	建築物	される居室を有する建築物
(五)	(十)	
	(略)	
	建築物	な図書

写し（その認定型式が令第三百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分に有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(i)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三 (略)

(一)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限り、建築物を有する）	第一項の表三から表五までのに掲げる図書（表四にあつては(六)項、(七)項、(十七)項、(十四)項、(三)項、(四)項、(五)項及び(七)項、表五に於ては(二)項（令第六十二条の八）を除く。）	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書			

写し（その認定型式が令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分に有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(i)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三 (略)

(一)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限り、建築物を有する）	(略)	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び同項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	(略)	(略)	(略)

(三)	(二)	
令第三百三十 六条の二の 十一第一号 に掲げる建 築物の部分 (同号ハに 掲げる規定 に適合する ものである ことの認定 を受けたも つ	令第三百三十 六条の二の 十一第一号 に掲げる建 築物の部分 (同号ロに 掲げる規定 に適合する ものである ことの認定 を受けたも つに限る。 を有する 建築物	
(略)	(略)	び(三)項に限 る。)
第一項の表 一のは)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(ろ) 欄に掲げる 図書のうち 令第三百三十 六条の二の 十一第一号 ハに掲げる	第一項の表 一のは)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(ろ) 欄に掲げる 図書のうち 令第三百三十 六条の二の 十一第一号 ロに掲げる 規定が適用 される建築 物の部分に 係る図書	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(二)	
令第三百三十 六条の二の 十一第一号 に掲げる建 築物の部分 (同号ロに 掲げる規定 に適合する ものである ことの認定 を受けたも つ	
(略)	
第一項の表 一のは)項に 掲げる図書 及び同項の 表二の(ろ)欄 に掲げる図 書のうち令 第三百三十六 条の二の十 一第一号ロ に掲げる規	
(略)	
(略)	

(十一) Ⅱ		(四) Ⅱ	
(略)	のに限る。 を有する 建築物		
	(略)	規定が適用 される建築 物の部分に 係る図書	

二 (略)
6 Ⅱ
11 (略)

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

- Ⅱ 令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号及び第三号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分に限る。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び工程の三分の二以上であるもの

Ⅱ 建築物の部分で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この

(十) Ⅱ		(三) Ⅱ	
(略)	のに限る。 を有する 建築物		
	(略)	定が適用さ れる建築 物の部分に係 る図書	

二 (略)
6 Ⅱ
11 (略)

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

(新設)

Ⅱ 令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、

号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三|| 建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四||
(略)

(型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 (略)

2 前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等に係る申請書にあつては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一〇四 (略)

(品質保持に必要な生産条件)

第十条の五の九 法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

二|| 建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三||
(略)

(型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 (略)

2 前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等に係る申請書にあつては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一〇四 (略)

(品質保持に必要な生産条件)

第十条の五の九 法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

五 次に掲げる方法（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等にあつては、イ（1）viに係るものに限る。）、「ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）」に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ、チ（略）

六（略）

2（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第三百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあつては、同項の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二、三（略）

4、9（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

（略）

（第四面）

五 次に掲げる方法（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等にあつては、イ（1）viに係るものに限る。）、「ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）」に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ、チ（略）

六（略）

2（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三（略）

2（略）

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあつては、同項の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二、三（略）

4、9（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

（略）

（第四面）

【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】 (略)	【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】 (略)
【11. 確認の特例】 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ. 認定型式認定番号】 (略) 【ヘ. 適合する一連の規定の区分】 ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ハ 【ト. 認定型式部材等認証番号】 (略)	【11. 確認の特例】 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ. 認定型式認定番号】 (略) 【ヘ. 適合する一連の規定の区分】 ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ハ 【ト. 認定型式部材等認証番号】 (略)
【12. 床面積】～【19. 備考】 (略) (略)	【12. 床面積】～【19. 備考】 (略) (略)
(注意) 1. ～4. (略) 5. 第四面関係 ①～⑭ (略) ⑮ 11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあっては11欄の「ホ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)及び第五面の3欄及び4欄の事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合に<u>あつては11欄の「ホ」(いずれも当該認証型式</u>	(注意) 1. ～4. (略) 5. 第四面関係 ①～⑭ (略) ⑮ 11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあっては10欄の概要、11欄の「ホ」(尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに<u>係るものを除く。</u>)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄か

式部材等に係るものに限る。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」(いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第4号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」(いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。)については記入する必要はありません。

⑩～㉔ (略)
6.・7. (略)

第五十号の十様式 (第十条の五の十五関係) (A 4)
(略)

(注意) ①～③ (略)

④ 認証番号には、『当該認証を行つた者(国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関)を表す略号—型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。
この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとする。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。)	0
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。)	N
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号ハに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。)	A

ら6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)については記入する必要はありません。

⑩～㉔ (略)
6.・7. (略)

第五十号の十様式 (第十条の五の十五関係) (A 4)
(略)

(注意) ①～③ (略)

④ 認証番号には、『当該認証を行つた者(国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関)を表す略号—型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。
この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとする。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。)	N
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。)	A

⑤ (略)	(略)	⑤ (略)	(略)
-------	-----	-------	-----

附 則

この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。